東大和・市民の声をとどける会
発行責任者　新家靖之
hy.shiminnokoe@nbr.nifty.com
当会は原則毎月第３日曜日
PM6:00より中央公民館で
会合を開いています。
貴方も参加してください。

Mini News 東大和
http://higashiyamatoshiminnokoe.web.fc2.com/

廃プラ施設の都市計画決定
東京都との協議の検証

平成29年度第４回東大和市都市計画審議会が、平成29年11月８日（水）午後１時30分市役所会議棟で、11名の委員が出席し開催されました。今回は、３市共同資源化施設（以下　廃プラ施設）の都市計画の決定が、尾崎市長より諮問され、当日、出席委員の起立採決で廃プラ施設の都市計画決定が承認されました。

これにより、都市計画法による廃プラ施設の位置が確定し、建築基準法51条の許可申請が可能となり、具体的な建設が可能となります。計画では、現状の施設を平成30年１月中旬までに解体し、その後建設に着手し、平成30年度末に竣工する予定です。

都市計画決定の経過の検証

会では、この廃プラ施設建設について、従来より行政側の強引ともいえる審議の過程を注視してきました。

特に、近年、行政手続きの透明性や情報開示、説明責任の遂行が求められています。

都市計画決定後、初めて行われた11月11日の第46回地域連絡協議会は、行政側（衛生組合と３市）の一方的な協議会解散を宣言することで終了となり、今後は開催しないことになりました

何故このような市民無視ともいえる事態になったのか、今回の都市計画審議会の廃プラ施設建設に関する都市計画決定の過程を検証し、本当に行政手続きの透明性や情報開示、説明責任の遂行の審議過程になっているかを確認してみる事にしました。

廃プラ施設の都市計画決定の審議は、平成28年11月21日の平成28年度第２回都市計画審議会に初めて報告され、同年度に３回、29年度に４回報告、審議されています。

そこで、東京都の区市町村が都市計画を決定する場合は、原則として知事への協議の後、区市町村の都市計画審議会の議を経て決定するものとされている点に着目し、東京都との協議内容の文書を確認してみる事から始めました。

左表が都市計画決定に関する都との一連の協議履歴です。

廃プラ施設都市計画決定関連の行政打合履歴

平成25年 7月18日	東大和市 X 衛生組合	3市共同資源物処理施設の都市計画手続きに関する事務打合せ
平成26年 7月30日	都 X 東大和市	3市共同資源物処理施設についての打合せ
平成26年 9月12日	東大和市 X 衛生組合	3市共同資源物処理施設についての打合せ
平成27年 5月13日	都 X 東大和市	3市共同資源化事業に係る東京都への説明について
平成28年11月21日	東大和市 X 衛生組合	東大和市都市計画審議会に廃プラ施設の概要説明
平成28年11月22日	衛生組合	衛生組合議会で廃プラ施設建設予算可決
平成28年12月 1日	都 X 東大和市・組合	3市共同資源物処理施設の都市計画決定に関する打ち合わせ
平成28年12月20日	都 X 東大和市	3市共同資源物処理施設の都市計画決定に関する打ち合わせ
平成29年２月19日		**廃プラ施設の市民集会の開催**
平成29年 7月24日	都 X 東大和市・組合	衛生組合資源物中間処理施設の東京都協議に向けた打合せ
平成29年 8月17日	市長 → 都知事	立川都市計画ごみ処理場の決定について（都との協議）
平成29年 9月20日	都知事 → 市長	協議決定通知書
平成29年9月22日	**東大和市議会**	**廃プラ施設建設中止の陳情可決 建設推進の陳情否決**
平成29年 9月22日	都 → 東大和市	立川都市計画ごみ処理場決定について（照会）
平成29年 9月28日	東大和市 → 都	立川都市計画ごみ処理場決定について（回答）
平成29年 9月30日	東大和市	都市計画案の説明会の行政発言（非公開通知書）

廃プラ協議会行政側が一方的に審議打ち切り

系の用途地域が近くにあり、学校等が近くにある土地に民間業者が産業廃棄物施設を設置する場合には、断る事になると思う。ただ、住民の同意が得られているということであれば立地可能となる場合もあるので、今後、民間業者の相談を受ける場合に矛盾が生じないよう住民の同意（理解）を得る必要がある。

（2）市として住民の同意（理解）がおおかた得られたと判断してから都市計画の手続きに入ったほうがよい。

（3）都に協議してから取り下げをするような状況にならないようにしていただきたい。

△平成26年9月12日東大和市と衛生組合の協議

市側：都市計画決定を行う上で、住民の合意（理解）は不可欠である。住民の合意（理解）を得た後に、都市計画決定の手続きを開始する。

△平成27年5月13日、東京都から廃プラ施設関係の都議からの問合せに関する市の回答

都側：地域住民との状況は市側：現在、月に1回のペースで、地域連絡協議会を開催している。現状、一部の参加団体から反対の声があるが、協議会として反対の状況とはなっていない。

△平成28年12月1日、東京都との打合せ

市側：衛生組合より廃プラの都市計画決定の依頼が市に提出された。11月21日に東大和都市計画審議会に廃プラ施設の概要説明を行った。翌22日に建設予算26億円が組合議会で可決された

△平成29年8月17日東京都との協議開始

△平成29年9月20日東京都から協議決定通知書送付される。都としての意見なし。

△平成29年9月22日東大和市議会建設中止の陳情可決

△平成29年9月22日東京都から都知事の協議に合わせ、地域住民の不安の払拭、理解の促進などに対する市の見解の照会

理由

廃プラ施設の建設に関する住民からの事業計画の疑問、必要性を問う意見書が示されたと聞いた。近年、行政一般に対して、行政手続きの透明性や情報公開、説明責任の遂行が求められている。引き続き地域住民への十分な説明を行い、理解を得ていくことが必要。

△平成29年9月28日東京都へ東大和市の見解回答

引き続き住民理解に努めるとの回答。

但し、協議会の建設中止の勧議や市議会が、建設中止の陳情を可決したとの記載はなし。

△平成29年9月30日都市計画の住民説明会で環境部長より、協議会での建設中止の緊急勧議、市議会の建設中止の陳情可決を東京都に報告と説明

△後日、平成29年9月30日の説明「都へ建設中止等の陳情の報告」は、電話により行い文書は存在しないと回答

打合せ履歴から見えてくる姿勢

この廃プラ建設の進め方を検証すると建設予定地周辺の住民の合意をとり付ければ建設できるとの判断で、地域住民対策に終始し、更に、建設理由の根拠を明確にせず、地域住民から逆に根拠を問われると、一部住民の反対との見解を繰り返すのみで協議会を長期に継続していた。

東京都は、都市計画上はかなり無理のある計画でもあり、周辺の住民の合意が取り付けられないと今後の行政に悪影響があると懸念している。にも拘らず、衛生組合と市は、あたかも大部分の周辺住民の合意を取り付けた如く報告し続けている。

特に、平成29年に入り、廃プラ建設費用の増加から地域住民だけでなく多くの市民の関心が高まり、且つ、建設理由、規模の根拠にも疑問点が多く建設反対の声が大きくなった。その結果、建設中止の陳情が市議会で可決される事態となった。

市は、市議会の意向を無視し都市計画決定を強引に進めた結果、東京都から、市民の疑問に対応するよう都市計画決定協議に合わせ回答を求められた。

東京都への正式回答は、市議会の建設中止の陳情可決の事実を伝えておらず、都市計画決定の住民説明会で、建設中止の陳情等を東京都に伝えたと回答したが、情報開示の結果は、電話で伝えたと言訳に終始している

私達の見解

・廃プラ建設の問題がこれほどまでもつれた原因は、行政側の姿勢に尽きる。最後の協議会で、衛生組合側は、施設位置、規模は行政が決定し、その仕様等に関する内容のみを市民が協議する発言をしている。施設の必要性と場所の選定、規模の根拠をきちんと説明して欲しいとの、周辺住民の当たり前の主張を取りあわない姿勢が問題です。26億は税金です。

・東京都は、この用地選定に疑問を呈している。その最低限の要求　住民の合意（理解）を得る事を東京都に正しく伝えないで協議を終えている。協議自体に瑕疵がある。

・行政側は、近年の住民意識の高まりを理解していない。26億の建設予算案を議会直前にしか開示しないなど、市民から問題を隠蔽する体質が疑われる。そのような行政のやり方を市民、ましてや市民代表の議会が決して許してはならない。今後とも粘り強く市政をただす必要がある。

△都市計画決定に関する市と東京都との接触開始は、平成26年7月30日です。

その協議のポイント

東京都の留意事項

（1）桜が丘のように住居